

計画等の案の概要

名 称	静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則を一部改正する規則		
公表するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部改正について</li> <li>・静岡県立自然公園条例（現行）</li> </ul>		
県民意見の募集	有	有の場合はその募集期間	令和4年5月13日（金）～令和4年6月3日（金）
	無		
担当課等名	くらし・環境部環境局 自然保護課 自然保護班（電話番号:054-221-2719）		
総合計画における位置づけ	4 環境と経済が両立した社会の形成 4-3 「命の水」と自然環境の保全 (3) 生物多様性の確保と自然環境の保全		
審議会等の名称	審議会へ付議しない。		
<p>1 趣旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>自然公園法、自然公園法施行令及び自然公園法施行規則（以下、「自然公園法等」という。）の一部改正に伴い、静岡県立自然公園条例（以下、「条例」という。）を改正することとしたため、条例の施行に向け、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（以下「許可基準規則」という。）において、所要の規定を整備する。</p> <p>なお、今回の自然公園法等の改正は、日本を代表する優れた自然の風景地として地域社会にとって重要な資源となっている国立公園・国定公園において、地方公共団体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護に加えて利用面での施策を強化することで、「保護と利用の好循環」を実施し、地域の活性化を図るため、必要な措置を講じるものである。</p> <p>(2) 改正にあたっての基本的な考え方</p> <p>許可基準規則の内容は自然公園法施行規則を準用したものであるため、原則は自然公園法施行規則の改正内容を基に許可基準規則改正を実施する。</p> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域内において、「支障木の伐採が僅少であること」が許可基準として既に設けられている工作物の新築、改築又は増築の許可基準として、「申請に係る場所が、条例第19条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと（ただし、木竹の伐採が僅少である場合を除く。）」を追加する。</li> <li>・特別地域内における工作物の新築、改築又は増築の許可基準として、照明装置を用いて特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについて基準を整備する。</li> <li>・特別地域内における広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することの許可基準のうち、光源を用いる広告物等の許可基準を整備する。</li> <li>・その他、所要の改正</li> </ul> <p>4 施行期日</p> <p>この改正規則は、令和4年8月1日に施行する予定である。</p>			